

# 風水害に備えましょう

☎危機管理課 ☎43-5203

これから、梅雨や台風などにより風水害が発生しやすい季節を迎えます。今一度、自宅周辺の危険箇所や、ご自身の避難行動について確認し、災害に備えましょう。

## ハザードマップで危険箇所の確認を



自宅や勤務先の周辺はどのような災害に注意すべきかや、避難場所、避難所を確認しましょう。ハザードマップをお持ちでない人には危機管理課で配布しています。また、市ホームページからもご覧いただけます。

ハザードマップ冊子で自宅の災害リスクがわかりづらい場合は、危機管理課まで電話でお問い合わせください。

## 警戒レベルと避難行動

避難が必要な場所にいる場合は、「警戒レベル4／避難指示」で直ちに避難を開始してください。高齢者や避難に時間がかかる人は「警戒レベル3／高齢者等避難」で避難を開始してください。「警戒レベル5／緊急安全確保」はすでに災害が発生している状況です。できるだけ身近で安全な場所へ移動して命を守る行動をとりましょう。

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
レベル5 (※)	災害が発生	命を守る最善の行動	緊急安全確保 (市が発令)
レベル4	災害発生の恐れが高い	危険な場所から <b>全員避難</b>	避難指示 (市が発令)
レベル3	災害発生の恐れがある	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難 (市が発令)
レベル2	気象状況の悪化	避難行動の確認	大雨・洪水注意報など (気象庁が発表)
レベル1	気象状況の悪化の恐れ	心構えを高める	早期注意情報など (気象庁が発表)



※警戒レベル5は、すでに災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません

## 防災出前講座 実施中

災害の備えについて説明します。  
お気軽にお問合せください。

## 「避難場所」と「避難所」の違い

- ・「避難場所」…災害から身を守るため一時的に逃げ込む場所です。洪水・土砂災害・津波など、災害の種別ごとに指定されています。  
※市指定の避難場所へ行くことだけでなく、安全な親戚・知人宅、公園、高台、地区公会堂などへ避難することも選択肢の1つです
- ・「避難所」…自宅で過ごすことができなくなったとき、一定期間、避難生活をする場所です。

## 島外で頑張る若者を特産品で応援 若者ふるさと応援便

◆申請期限 令和6年1月31日(水)

※詳しい要件や申請方法等については、  
市ホームページをご覧ください



※本紙は5月23日時点での情報を掲載しています。紙面に掲載した内容が変更となっている可能性がありますので、ご了承ください